

北海道告示第 10539 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 28 年 11 月 1 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 28 年 7 月 1 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

恵庭ショッピングセンター
恵庭市恵央町 11 番 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

丸紅リアルエステートマネジメント株式会社 代表取締役 石村 龍道
東京都港区芝 5 丁目 20 番 6 号
日産プリンス札幌販売株式会社 代表取締役 樋口 明宏
札幌市豊平区月寒中央通 11 丁目 6 番 37 号
株式会社すかいらく 代表取締役 谷 真
東京都武蔵野市西久保 1-25-8

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者職	住 所	
日産プリンス札幌販売株式会社	代表取締役 樋口 明宏	札幌市豊平区月寒中央通 11 丁目 6 番 37 号	
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役社長 出戸 信成	札幌市中央区北 8 条西 21 丁目 1 番 10 号	
株式会社セリア	代表取締役社長 河合 宏光	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	
株式会社オートバックスセブン	代表取締役 湧田 節夫	東京都江東区豊洲 5 丁目 6 番 52 号	①
株式会社北海道アコール（式萬圓堂）	代表取締役 福王 進	札幌市手稲区新発寒 5 条 4 丁目 1 番 1 号	
未定			

(変更後)

小売業者名	代表者職	住 所	
日産プリンス札幌販売株式会社	代表取締役 樋口 明宏	札幌市豊平区月寒中央通 11 丁目 6 番 37 号	
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役社長 出戸 信成	札幌市中央区北 8 条西 21 丁目 1 番 10 号	
株式会社セリア	代表取締役社長 河合 映治	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	②
アコール株式会社（式萬圓堂）	代表取締役 佐藤 眞佐徳	仙台市泉区泉中央 4 丁目 1 番地の 5	③
未定			

(4) 変更の年月日

上記1 (3) ①平成27年10月31日

上記1 (3) ②平成26年6月24日

上記1 (3) ③平成27年1月1日

(5) 変更する理由

上記1 (3) ①退店

上記1 (3) ②代表取締役変更

上記1 (3) ③小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の変更

2 届出年月日

平成28年6月17日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年7月1日(金)から平成28年11月1日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで